

屋久島町観光基本計画策定委員会委員公募実施要領

1 目的

屋久島町観光基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱するにあたり、町民の意見を町政に反映させるため、委員を公募して町民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は、2人とする。

※ 応募者多数の場合は男女比が同数となるよう努めることとします。

3 委員の任期

委嘱の日から第2次屋久島町観光基本計画の策定を終えた日までとする。

※ 任期は令和8年2月末頃までを予定しています。

4 応募条件

町内に居住する年齢18歳以上の者（令和6年4月1日時点）で、広く「観光」に関し、知識、経験、関心等のある者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）の役員又は要職を過去5年以内に努めていた者
- (2) 本町の他の委員会の委員を3以上兼ねている者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

5 応募方法

別に定める応募申込書により、持参、郵送、FAX又は電子メールにより応募する。

応募先 屋久島町観光まちづくり課 観光推進係

住所：〒891-4292 屋久島町小瀬田849番地20

FAX：0997-43-5905

E-mail：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

6 広報

公募にあたっては、町広報誌及び町ホームページに募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和6年10月10日（木）から令和6年10月25日（金）午後5時15分まで

※ 郵送の場合は、募集期間終了日までに必着

※ 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで

8 決定の方法

応募申込書をもとに書類選考によることとし、応募者が公募定数を超えた場合は抽選により決定する。

なお、応募者が定数に達しない場合は、公募期間を延長するものとし、公募の期間の延長によっても定員に満たない場合は、欠員とする。

9 決定結果の通知

決定後、速やかに応募者に対し書面で通知する。

(別添)

屋久島町観光基本計画策定委員会
委員選出団体一覧

団体名
屋久島観光協会
屋久島町商工会
屋久島町区長連絡協議会
屋久島町地域女性団体連絡協議会
種子屋久農業協同組合屋久島支所
屋久島漁業協同組合
屋久島森林組合
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所
公益財団法人屋久島環境文化財団